

全建 労 発 第 7 号  
平成 31 年 4 月 8 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近 藤 晴 貞  
(公印省略)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省においては、平成 28 年 2 月に作成した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や平成 29 年 3 月の「働き方改革実行計画」に基づき、治療と仕事の両立支援の推進への取組を進めてきたところです。

更に平成 30 年度においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき策定された労働施策基本方針において、企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施することとされました。

今般、別添のとおり、ガイドライン及び働き方改革実行計画に基づき作成している企業・医療機関連携マニュアルについて、ガイドラインの名称を改訂するとともに、事例編等の充実を図った旨通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様にガイドラインの改訂内容について周知方お願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

基発0328第31号

健発0328第25号

職発0328第34号

平成31年3月28日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

#### 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援の推進に当たっては、平成28年2月に作成した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」や、「働き方改革実行計画(平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定)」に基づき、取組を進めてきたところです。

更に平成30年度においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)に基づき策定された労働施策基本方針(平成30年12月28日閣議決定)において、企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施することとされたところです。

今般、ガイドライン及び働き方改革実行計画に基づき作成している企業・医療機関連携マニュアルについて、下記のとおり改訂し、事例編等の充実を図っておりますので通知いたします。

つきましては、貴会におかれましては、ガイドラインの改訂内容を御了知いただくとともに、関係者間の連携の推進及び傘下の会員等に対するガイドラインの周知に御協力いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 ガイドライン

(1) 改訂内容

- ・ ガイドラインの名称変更  
新「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」  
旧「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」
- ・ 「治療と仕事の両立に関する支援制度・機関」の更新
- ・ 企業・医療機関連携マニュアルを分冊化

(2) 掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490701.pdf>

## 2 企業・医療機関連携マニュアル

治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例（ガイドライン「様式例集」）に沿って各様式例の作成のポイントを示すもの。

(1) 改訂内容

- ・ 解説編：(2) 主治医意見書の作成及び(3) 両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成解説ページに、診療報酬に関する記載を追記
- ・ 事例編：脳卒中（4事例）及び肝疾患（3事例）を追加

(2) 掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490886.pdf>

**【問い合わせ先】**

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
治療と仕事の両立支援室

電話：03-5253-1111

(内線：5507, 5578)